

都市環境デザイン会議

発行者
都市環境デザイン会議事務局

東京都渋谷区広尾1-10-4
越山LKビル内 150

TELEPHONE
03-5420-5995
FACSIMILE
03-5420-5996

JAPAN URBAN DESIGN
INSTITUTE

JUDI NEWS

長野の冬季オリンピック招致
と景観整備の現状紹介に先立って

岡 村 勝 司

KATSUSHI OKAMURA
信州大学工学部



長野オリンピックと景観整備

岡 村 篤

ATSUSHI OKAMURA
長野県住宅部
建築管理課主査

1. オリンピック招致と景観整備の歩み

- 1985. 3 オリンピック招致決定
- 1986. 4 沿道景観形成検討委員会発足
- 6 国内開催都市決定
- 12 委員会が提案
- 1987. 5 沿道景観形成推進要綱策定
- 5 沿道景観形成指針策定
- 1988. 3 沿道景観形成事例集策定
- 5 まちづくり指針策定
- 1989. 4 ロマンのまち景観整備事業開始
- 6 まちづくりマニュアル策定
- 6 招致閣議了解
- 1990. 4 景観対策検討事業開始
- 5 アルペン会場を変更
- 6 景観懇話会発足
- 1991. 6 開催都市に決定

10 懇話会が提言

- 1992. 4 景観条例施行
- 4 景観形成事業開始

2. 第三次長野県総合5か年計画

長野県はかつてない大きな変化の時期を迎えています。

この計画は、こうした変化に的確に対応し、これまでの施策の成果を踏まえながら、新しい時代に向かって、長野県の高い発展可能性を具体化し、豊かな県民生活の実現を図っていくためのものもあります。

その中の重点プロジェクトのひとつとして、

(1)美しい景観づくり

豊かな社会の実現に向けて、県土の自然や歴史・文化、そして日々の生活を映し出す景観を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくこと

CONTENTS

- 長野の冬季オリンピック招致——1
- 長野オリンピックと景観整備——1
- 長野の景観条例制定——2
- 21世紀の長野市——3
- 松本市都市景観条例の取り組みについて——4
- 代表幹事会から——5
- 関東ブロック活動状況——6
- 事務局だより——6

◀アルペールビル大会
ボブスレー、リュージュ会場

が重要な課題となっています。
このため、積極的に景観の保全と創造に取り組み、快適で住みやすく、地域の特性を生かした美しい県土づくりをめざします。

(2)長野冬季オリンピックの開催

今世紀最後の冬季オリンピックにふさわしい、「地球時代の美しいオリンピック」を実現するため、自然環境の保全に十分配慮した競技・運営施設、道路等の整備を進めます。

また、オリンピックの開催は、長野県を訪れる多くの人々に長野を理解してもらう絶好の機会であり、県民が国際感覚を養い、温かく迎える心を持って参加できる体制づくりを進めます。

3. オリンピック招致と景観整備
アルペールビル大会において、道

路については20年かかるところが4年で整備され、病院・鉄道・駅・排水処理など生活環境の整備も同時に行われました。

また、1976年から、大会会場のあるサボア県では、県全体の景観、水質、エネルギーなどの環境全般について問題提起して、県環境保護条例の制定を目指しています。

アイスホッケー会場のあるメリベルという街は「都会からの観光客は、都市と同じものは好まず、自然に則したものと要求している。」ということから、1946年にスキーリゾート地域としてこの街ができたときから、景観保護条例を制定して、建築物の規模、形態、色彩、材料などを規制しています。

あらゆる用途の建物が、長野県の本棟造りに似た伝統的な大切妻造り

であり、外壁の80%以上を地元産の唐松で防腐塗装をし、残りを石材で仕上げています。

一見すると画一的で面白みがなさそうであるが、個々の建物のベランダやバルコニーの手摺りは、これもサボア地方の伝統であるのか、板のレースとでもいうか、模様がそれぞれでまことに美しい。

アイスホッケー会場は新築で軸体はRC造であるが、屋根及び外装は木造である。

また、サボア地方に共通していることであるが、広告看板が非常に少ない。

東京一極集中が進む中で、地方の社会基盤の整備は遅れてきた。

だからこそ、県民の間では五輪招致を起爆剤にして、社会資本を充実させたいとの思いが強い。

1998年の冬季オリンピックの開催が決まり、今後、公共投資の一層の増加が見込まれるなか、4月から長野県景観条例が施行され、県民と行政が一体となって景観を整備していくことになりました。

それにはまず行政側が、規範となるべく、先導的な役割を果たしていく必要があります。

庁舎などの公共建築物や道路、橋梁、河川などの公共土木施設は、県民はもとより、長野県を訪れる人々にとっても目にふれやすい、県土景観を形成する重要な要素あります。

オリンピックを迎えるについて、「長野は行っても非常に気持ちが良かったな」と、こういう感じを持ってもらうことが、オリンピック成功の要因のひとつでもあると思います。

長野県は、1998年の冬季オリンピックの招致決定と平行して大型プロジェクトが目白押しとなっている。北陸新幹線、上信越道や中央道長野線の高速交通網の整備、平成5年の7月に松本平広域公園緑地内で開催予定の信州博覧会、松本空港のジェット化やリニア新幹線などの大規模な開発が進められているところである。加えて長野県への観光客は年々増加傾向にあり、平成2年度は1億人を越えており、観光客誘致のための開発についても拍車がかかっている。

このように開発動向が顕著である一方、県民のニーズは、昭和30年代後半からの高度成長期に求められた物質的な豊かさから、心のゆとりややすらぎを求める時代へと変化して来おり、地球的規模の環境保全は勿論のこと、景観に対する県民の意識は年々高まっております。

このような中で、長野県では、県土全体の景観のあり方について、平成2年度から懇話会を設置し、県の景観について、昨年懇話会から提言を受けました。この中で、景観対策の必要性が提言されておりましたが、ある一定の地区や目的のために行われている制度は現在幾つかありますが、総合的な景観推進のための枠組みが必要であることが提言され、これに基づいて条例の策定作業を進めて参ったところです。県レベルでの景観条例はすでに9県が制定しており、全国では本県の条例は10番目と

なろうかと思います。先進県の条例も同様ですが、本県の場合も基本的には、規制ではなく届出、指導を主体とし、啓発を含めた条例であると考えています。

大きくは3つの構成になっていて、まず第1には、景観形成のための主体や役割を認識し、各主体で責任をもって景観形成の推進をしてもらうよう責務規定があります。次に行政側が関与して誘導を図る目的で、大規模な行為や、一定の地区での建築工事などについて、基準に従った行為をしていただくよう定めたもの。それから第3には、住民協定についてです。長野県の場合は、県土の80%が森林であり、この豊かな自然を生かした景観づくりをいかに進める

長野の景観条例制定

小澤洋一

YOHICHI OZAWA

長野県住宅部

建築管理課主査

ロマンのまち整備事業に基づいて地域住民が行った修景事業である「せせらぎ」

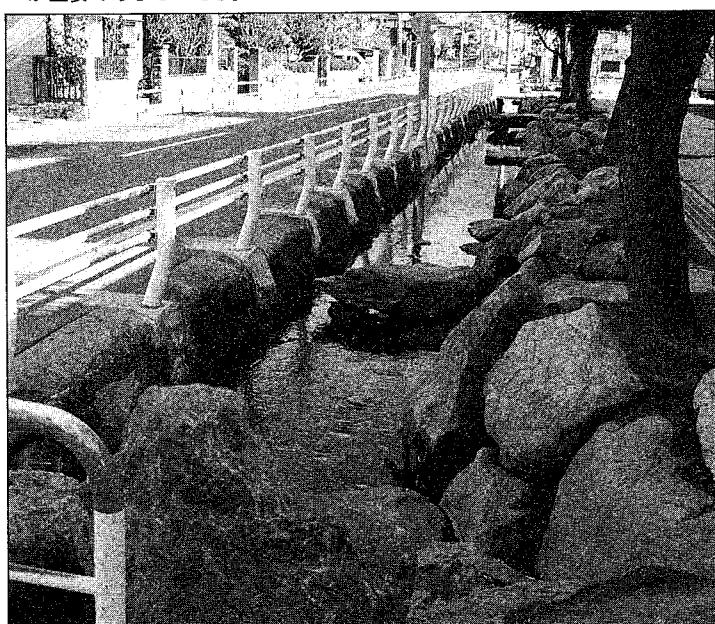
景観行政は、住民の積極的な参加が重要であるといえる。

かが、今後の課題であるといえるのではないかでしょうか。

しかしながら、県民人口の約80%は都市に生活しており、景観とまちづくりは一体として推進する必要があります。まちづくりの主体はやはり住民であり、住民の方々と行政との関わり方が、良いまちづくり、ひいては良好な景観を形成することになると考えられます。

このような取り組みを支援するため、県では平成元年度に「ロマンの街整備事業」を発足させ、地区住民の景観意識の高揚と、地区的修景事業へ補助金を出し支援しています。最近では、国レベルの景観を意識し

た補助事業も投入しており、「ふるさとの川モデル事業」「商店街景観整備事業」など、又「森林景観整備事業」も進めております。市町村においても意識は高く、既に松本市で条例を制定した他、長野市や、駒ヶ根市でも制定しようとしています。又、開発規制型の条例により景観の保護をうたう町村も出てきており、今後は、住民と行政が一体となり、息の長い取り組みが真に景観を形成していくものと考えています。県においても、条例の適性な運用と事業に積極的な導入により、より良き景観形成を推進して参りたいと考えております。



21世紀の長野市

冬季オリンピック放設と景観整備

和田 智

SATOSHI WADA

長野市都市開発部

都市デザイン室長

1998年（平成10年）2月、アジアで二度目の冬のオリンピックは、世界の人々に感動を送って終了した。

やがて、21世紀に入った春浅い日の朝、通勤の人波がJR線や新幹線で長野橋上駅善光寺口を象徴するたたずまいの駅舎から、落着いた雰囲気の駅前人工地盤上の「しなの木」（市の木）の¹⁾野外彫刻の間を縫って、松の緑の中に残雪の見える旭山を仰ぎながら市街地へ散って行く。

一方、東口地域都市環境整備事業によって新しい装いとなった駅東口地区のオフィスビルの窓から、夕日に映えて美しく輝く²⁾志賀高原の白雪の山並みを眺める頃、仕事を終えた人々が東口駅前広場に向かい、オリンピック開催を記念するモニュメ

ントをまわって駅橋上広場自由道路へ吸い込まれて行く。

今日は、³⁾国際コンベンション施設内のアイスアリーナでアイスホッケー試合があるので、同じ道路から人々が複合交通センターのバス乗場へと急いでいる。明日はこの近くの県民文化会館でオーケストラの演奏会が開かれる。高速交通網整備やオリンピック開催によって世界が近くになった長野の人々は、一流の文化やスポーツに接する機会が多くなり、街には活気があふれている。

季節が進み、若葉かおるある日、コンベンションホールで国際見本市と講演会が開かれるので出掛けた。外国人講師の示唆に富んだ話も同時に通訳装置で理解でき、充実した気持

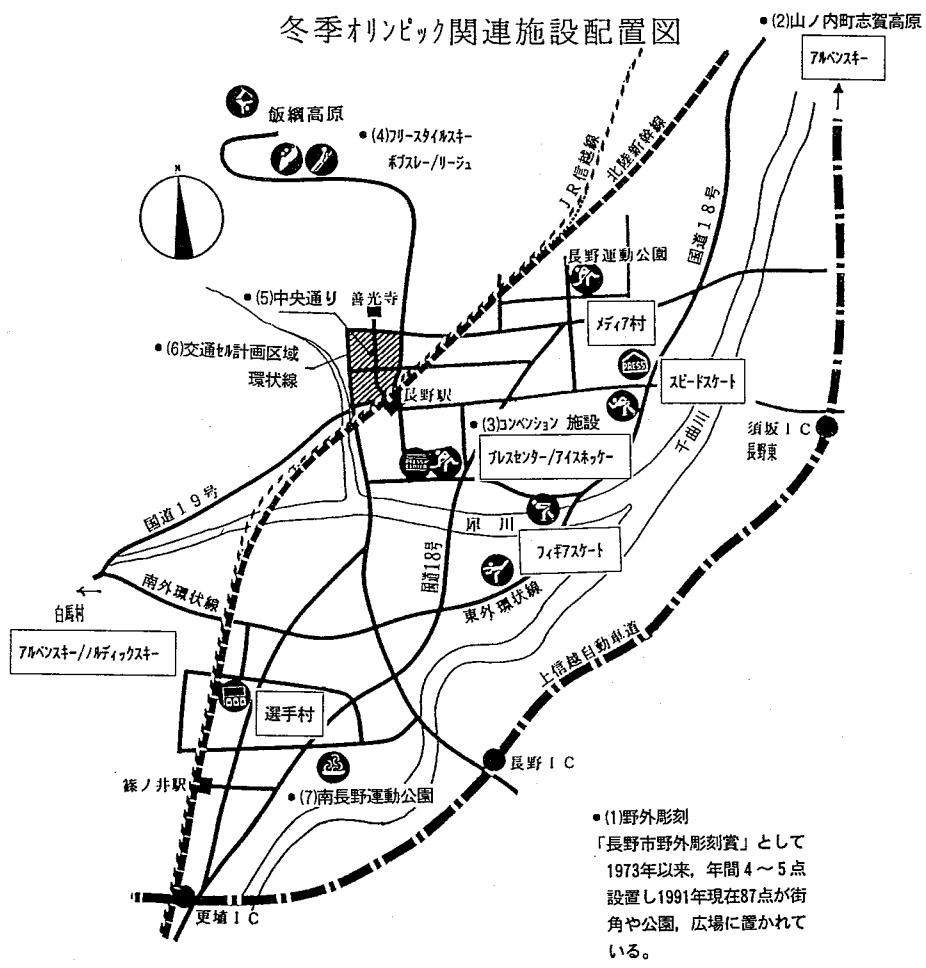
ちで窓外に目をやると街みなみの上に

⁴⁾飯綱山が見え好天なので善光寺へ行くことにした。

バス情報を見てバスに乗り、街路樹の芽吹きを眺めていると、やがて車は駅と善光寺を結ぶ表参道⁵⁾中央通りを走る。道路網整備が進み市街地の通過交通が減って駐車場案内システムが働いて車の流れは順調である。

中央通りは⁶⁾交通セル計画によりトランジットモールとして再生し、1992年に制定された景観条例に基づく沿道の景観協定の成果が表れ、再開発が多く行われたが全体に表参道ならではの街並みを見せ道行く人々で盛況である。門前の街区側の駐車場でバスを降りて参道へ出ると、

冬季オリンピック関連施設配置図



この辺りは建物の高層部の壁面線が大きく後退しており空が広く見える。参道を進むと国宝の金堂檜皮葺（ひば葺）の壮大な伽藍と背後の山の新緑の対比が美しい。

景観重点地区として本堂より高い建物がないために見られる風景である。この地区は隣の城山公園日本庭園、東山魁夷美術館と共に東洋文化の色濃い所で、オリンピック以来、外国人の来訪が多い。

公園の芝生広場から緑道を散策し、高台から緑が増えた市街地を見下ろしながら、そばと岩魚を食して長野電鉄地下鉄駅から帰途についた。来週はオリンピック開閉会式が行われた⁷⁾南長野運動公園球技場でプロ野球の公式戦を見物する予定だ。

○おわりに

「ホスピタリティ（おもてなし）長野」を表明してオリンピック開催都市の栄誉を得た長野市民は、都市基盤整備、景観形成に力を合わせて取り組んでいるところである。

この拙文は、長野市が進めている計画を基に未来の望ましい姿をものがたり風にまとめたものである。



松本市都市景観条例の取り組みについて

小松二郎

JIROH KOMATSU

松本市都市開発部長



1. 松本市の概況

松本市は、長野県のほぼ中央、松本平に位置する20万都市です。この松本は、西に3千メートル級の北アルプス、東に2千メートル級の美ヶ原高原等の雄大で美しい山なみに囲まれ、その山々に源流を持つ豊かな清流が市内を隈無く潤す全国に誇れる自然景観資源、堀の水面に白と黒のコントラストが美しく映える国宝松本城、由緒ある神社仏閣群、藏づくりによる個性的なまちなみ等の歴史的資源、そして明治9年に建築された擬洋風建築の学校建造物で、多数の貴重な資料を有する重要文化財旧開智学校、全国に先がけて実施されている花いっぱい運動等の文化的景観資源を有しています。

このように豊富な資源が松本市を、健康都市・全国第1位、暮らしやすい都市・全国第2位、文化の薫る都市・東日本第3位、美しい都市・東日本第4位等魅力にあふれる都市としています。

2. 都市景観形成の沿革

城下町、商都として発展してきた松本市は、近年、市街地で都市再開発、農村部で基盤整備が進み、文化都市、国際都市としての整備を進めています。このような中で、もう一度より快適で、より美しく、より楽しいまちとするためのまちづくりを研究しようとする市民団体が増えてきました。本市は、この動きを受けて、昭和61年度に、まず「まちから

ごみをなくし、花を植え、まちを奇麗にしましょう。」という都市美観の創出目標に、松本市都市美観整備計画を策定しました。昭和63年度には、建設省から「都市景観形成モデル都市」の指定を受けたのを機会に、より一步進んだ「まちなみを奇麗にしましょう。」という目標に展開し、同年松本市都市景観形成基本計画を策定しました。この都市景観形成基本計画の中で、具体的な景観形成施策の推進方法として、行政が景観形成の先導的役割を果たすために重点地区景観形成計画の策定と、地区住民が実施する地区別景観整備計画の策定を位置づけ、これらの景観形成に関連する諸制度を統括し、かつ総合的、計画的な景観施策を展

開するための制度的支柱としての「景観条例」の策定の必要性を示しました。これを受け、平成元年度に松本城を中心とした地区を重点地区に位置づけ、景観形成の19のプロジェクトを整理した松本市重点地区景観形成計画を策定し、その推進に取り組み、また、松本市独自の施策としての地区別景観整備計画が現在8地区において策定され、この計画に基づく住民独自の公園整備、歴史マップ作成、ホタルの川づくり等ユニークな事業が実施され、住民の景観形成に関する意識の高揚がうかがえるようになりました。

3. 都市景観条例の策定

このような中で、本市もバブル経

済の影響を強く受け、高層マンション建設の計画が多出し、多くの住民が眺望権を含む景観保護の必要性を認識するようになり、本市に対して建築物の高さ規制を含む都市景観条例の策定を望む声が大きくなりました。本市としても、都市景観条例の策定について検討する中で、建築物の高さ規制の可否について討議を重ねた結果、
(1) 都市景観条例による全市一律の建築物の高さ規制はできない。
(2) 問題が発生する度に特定地区的建築物の高さ規制を行うことは、全市の適性な都市計画を阻害する。
(3) 都市計画法の地区計画の制度を活用して高さ規制を行うべきである。

等の理由から、都市景観条例では建築物の高さ規制を行わないという基本方針を固めて、それぞれの施策についての制度の検討に入りました。その結果、市民と行政とが協力してまちづくりを実施する手法を明らかにすることを目的に、次の7つの柱で構成することとなりました。

- (1) 市民、事業者が一体となった景観づくりの推進
- (2) 総合的、計画的な景観づくりの推進
- (3) 都市景観形成地区の指定による個性あるまちづくりの推進
- (4) 大規模建築物等においても景観に配慮
- (5) 都市景観重要建築物等の指定による景観づくりの推進

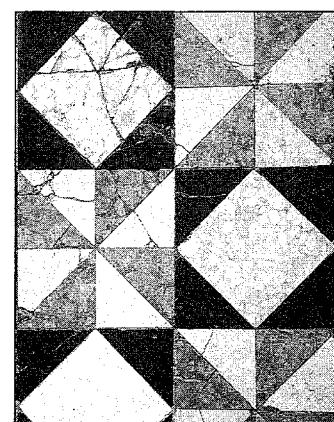
(6) 地区別景観整備事業、都市景観協定の締結等市民の手による景観づくりの推進

(7) 都市景観審議会の設置
というもので、この松本市都市景観条例は、平成3年9月に制定され、平成4年4月から施行することとなりました。

4. 都市景観条例の取組みについて
松本市都市景観条例は、同時に施行されることとなる長野県景観条例との調整をする中で、実効性を上げるには、市民の協力はもとより、建築関係者、広告関係者等の事業者の協力が不可欠であり、そのためにも、説明会を重ねて協力依頼をした結果、一定の理解を得ることができました。

また、都市景観審議会からは、条例の施行に当たって次のような要望を受けました。

- (1) 事前に市民等への説明を十分に行うこと。
- (2) 条例施行後の基準的確建築物



には、事前に説明をし協力を依頼しておくこと。

- (3) 初から積極的な姿勢で対応すること。
- (4) 都市景観審議会が行政を援助しやすい制度とすること。

特に、企業カラーについては、「ナショナルカラーであっても、ローカルの基準に合わせるように協力していただき、松本市の個性を守ることが大切である。」との意見であり、条例施行上の姿勢について明確な指摘を受けました。

一方本市も、条例施行に向けて職員体制も景観担当係から都市景観室へと昇格させるなかでより積極的な都市景観の形成に努めていくこととしています。

代表幹事会から

臨時総会に向けて
多くの方々の出席を期待します。

西沢 健

TAKESHI NISHIZAWA

(株)GK設計

臨時総会を次のように行います。

日時：1992年5月23日 土曜日 午前10時～11時

場所：東海大学校友会館（霞が関ビル33階）

議題：規約改正、主に役員改選について

引き続き『都市環境デザイン・モニタープレミッセ』を11時～16時30分

『懇親会』を17時から2時間程

詳しくは、別送の案内状を参考にして頂き、出欠の意志を同封の葉書にて事務局までお知らせ下さい。特に臨時総会を欠席される会員の方は、委任状を忘れずにお出し下さい。

【活動概要の報告】

都市環境デザイン会議発足会が1991年5月に行われ、現在会員数290名になりました。今日まで、各関係雑誌への広報、会員の勧誘、協力法人に対するアピールをはじめ、大阪、東京の例会では、都市環境を中心としたテーマを設定し、それについての議論と会員の親睦を深めました。また、箱根での支部幹事、各委員を含む合同会議では、当会議の方向性を再確認する話し合いが行われました。さらに対外的には、講師の派遣なども積極的に進めました。JUDIニュースは、今回で5号を数え、代表幹事会や会員の活動などを紹介し、情報ツールとして重要な位置づけにあります。そのなかで紹介されていますが、JUDIのロゴマーク、封筒などもデザインしました。しかしながら、組織としての基盤はまだできていません。この組織は、会員共通の目標があるものの、会員がそれぞれ異なった専門性を有する今までにない新しい組織体であるために、思考方法、表現方法、言語さらに財政基盤も異なっています。

(このような違いは、当組織の大き

な特長であり、共通の財産でもあります。) このように複雑なメンバー構成と、その延長上にある大きな志を抱いた組織集団であるために、その基盤整備は短時間で行うのではなく、ある程度の日数をかける必要があります。着実な積み重ねと大胆とも思える活動を容認し、試行錯誤の上に厚みのある組織をつくっていかなければならぬと思います。

【臨時総会について】

前述のような都市環境デザイン会議の現状を踏まえ、臨時総会を開きます。その主な議題は、1992年度に向けての規約改正、役員改選についてです。発足会で決議されました代表幹事5名、監査役2名、ブロック幹事及び各委員（事業委員、研修・研究委員、広報委員）は、当会議の準備期間ということで、それぞれ1年任期、やや指名というかたちでお願いしてきました。しかし、1992年度からは、より積極的な活動をしていかなければなりません。したがって、新しい幹事の構成や役割、幹事選出のルールなどを会員の皆様に決めて頂くことからスタートしたいと考え

ています。具体的には、現在の代表幹事が1年間の経験を生かして考えた素案を提示し、それについて皆様に検討して頂くつもりです。その結果に基づき、7月の第2回総会が開かれ、1年間の活動内容や財政報告、1992年度の活動方針が決定されます。形式論ではなく、都市環境デザイン会議発展のために、充分吟味して行きたいと思いますので、是非ご参加下さい。なお、議題以外に都市環境デザイン会議が今後どのようなビジョンを持って活動していくべきかというご意見等をお聞きする時間もつくりたいと思います。

【都市環境デザイン・モニタープレミッセについて】

最近、都市デザインに関わる見本市やフェアが行われていますが、企画側が展示されている計画や設計、製品や素材などが良いのか悪いのか、さらにどう改善すればより良くなるのかといった評価がわかりにくく、また、デザイナー側も、企業が何を考え、売りものにしようとしているかを理解しないまま使用したりしているような状況です。そこで、このようなディスコミュニケーションを解消しようとする試みで、事業委員会（南條道昌、佐々木政雄、曾根幸一、長島孝一、松谷春敏、面出薰）が、『都市環境デザイン・モニタープレミッセ』を企画しました。しかし、今回は、準備期間が短く、充分な規模とは言えません。したがって今後の可能性を予測するテスト・ケースとして捉え、敢えて『プレミッセ』とすることにしました。現在の参加企業は10社から15社を予定しており、それに対する都市環境デザイン会議会員の参加を少なくとも50名は確保したいと考えております。企業とデザイナーがより良い関係を構築できる機会であり、それが都市環境デザインの向上に繋がるという興味深い企画ですので、皆様の積極的参加をお願いいたします。

静岡シンポジウム

『日本の都市景観と富士山』

日時：1992年5月8日 午後1時より午後5時30分

会場：静岡ターミナルホテル 駿府の間（3階）
〒420 静岡市黒金町56〔静岡駅北口〕

☎054-254-4141

会費：入場無料 但し先着450名

《プログラム》

●挨拶 (社)日本建築美術工芸協会会長 芦原義信

●挨拶 静岡県知事 斎藤滋与史

●記念講演会

講師 文化庁長官 川村恒明

●シンポジウム 『日本の都市景観と富士山』

司会 内井昭蔵（建築家・AACIA副会長）

パリリスト 有馬真喜子（横浜女性フォーラム代表）

井上章一（国際日本文化研究センター助教授）

岡 並木（静岡県立大学教授）

森本哲郎（評論家）

芦原義信（建築家・AACIA会長）

●交流の集い 静岡ターミナルホテル *参加無料

主催：

(社)日本建築美術工芸協会 (A.A.C.A)

〒108 東京都港区芝5-26-20

建築会館 6階

TEL:03-3457-7998

FAX:03-3457-1598

(担当：佐藤・丸山)

共催：静岡県

〒420 静岡県追手街9-6

TEL:054-221-3049

(担当：都市政策室 山本・森)

都市環境デザイン会議では、上記のシンポジウムを後援致します。

詳細・申込み等のお問い合わせは、静岡県都市政策室の森延彦氏まで。

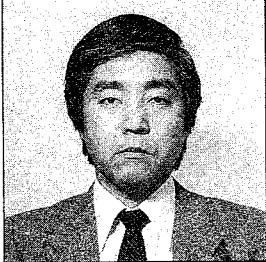
関東ブロック活動状況

関東ブロック運営方針について

中野恒明

TSUNEAKI NAKANO

(株)アブル総合計画事務所



JUDI関東ブロックとしての活動が遅ればせながら始動します。これまで、代表幹事の方々に依存してきた活動ですが、ブロック運営体制の確立準備を進めております。関東ブロックといつても1都8県の広がりを持ち、総勢200人を擁する大所帯です。全国登録会員の80%近くを占め、しかもその大半が東京、神奈川に偏在すると言った状況です。そのため、どのような形でブロックの運営ができるか、大きな問題となっております。以下に、代表幹事・ブロック幹事を交えた会合(2月18日)およびその後の検討経緯をお知らせします。

①運営にあたっての留意事項として

・地域性を考慮した運営を

東京中心ではなく、地域性を活かした運営が望ましい。ブロック対象圏域は茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野の1都8県に及んでいます。会員の集中する東京中心に運営するのではなく、地域特性も活かした形で考えることをしたい。

・交通網を考慮した拠点づくり

会員の移動を考えると、東京への出張回数が圧倒的に多く、交通網も首都中心に組み立てられており、地域間移動も必ずしも効率的ではない。そのため、交通網の拠点を中心に運営を考えるのも必要ではないか。

・地域のゾーニングを考える

会員200人余りに対して現在の代表幹事+ブロック幹事8名での支部運営では必ずしも効率的ではない。また連絡網の本部依存も改める必要がある。そのためブロックを地域でゾーニングし、各々から運営委員を出し、ブロックの組織運営の活性化を検討する。

②組織運営の方向性 — 地域ゾーニングの考え方

地域のゾーニング案として挙げられたのが、居住地別、本籍地別、活動拠点別、地域別、交通網別などであるが、最終的に以下の方向性に意見が収斂している。

(1)関東ブロックを大きく4つの圏域にゾーニングする。区分は交通網を基本とし、

A)北関東：埼玉・栃木・群馬・長野(北信)・東京北部一東北、上越、信越、高崎線方面

B)東関東：千葉・茨城・東京東部一常磐、総武、京葉線方面

C)南関東：神奈川・東京南部一東海道、横須賀線方面

D)西関東：山梨・長野(南信)・東京西部・北神奈川一中央線方面
但し、この圏域はブロック運営上のゾーニングであり活動を拘束するものではない。

(2)運営委員の選出と拠点づくり

4つのゾーニング毎に数人の運営委員を選出し、支部幹事をフォローする体制を考える。また、活動の拠点はなるべく会員の利便を考慮する。

例えば、「北」は大宮・浦和または東京の北側の交通拠点、「東」は上野、御茶の水などの東京の東側、「南」は横浜、川崎、品川など、「西」は新宿・八王子あたり、が考えられる。

ブロック(支部)としては幹事の窪田、中野を中心に関連委員候補者に打診を進めています。

③交流会、勉強会等の会合の開催

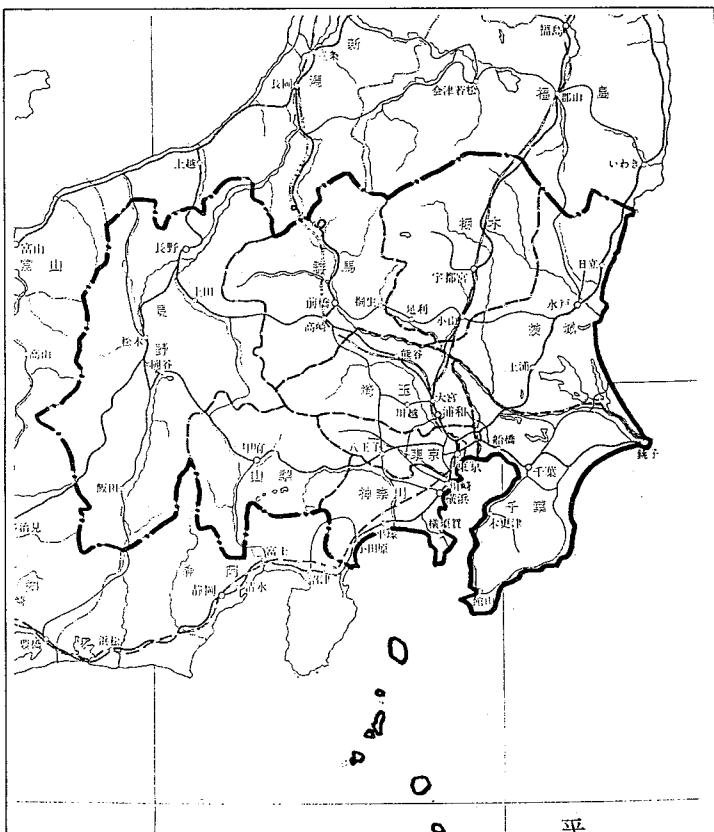
圏域ごとに持ち回りで例会(勉強会、イベント等)を開催する。

まず、関東ブロックの会員全体の会合(交流会/親睦会)を開き、運営方法を確認する。

勉強会等については運営委員を軸に企画することとし、とりあえず、「北関東」では長野冬季オリンピックに関連した企画を夏ごろに開催することを確認(岡村さんを中心に企画)しております。

以上、ブロック幹事からの報告です。

【関東ブロック幹事】



事務局だより

臨時総会が近づいています。都市環境デザイン・モニタープレミッセ、懇親会とも、出欠は5月6日までに事務局でお知らせ下さい。また、臨時総会の案内に同封した、研修委員会のアンケートに未だ回答されて

いない方は、集計の都合がありますので至急お送り下さるようお願いします。

7月の総会に向けて、昨年秋の名簿発行以降に入会された方々の追加分を作成する予定です。事務所移転、その他で1991年度会員名簿の記載内容に変更がある方も、事務局までご一報下さい。



JUDI NEWS

005

April
1992

次号予定

- ・臨時総会、都市環境デザイン・モニタープレミッセ — 速報 —
- ・特集は中部ブロック担当

1992. 6. 20 発行

発行者
都市環境デザイン会議
事務局

東京都渋谷区広尾1-10-4
越山LKE内 150
TEL:03-5420-5995
FAX:03-5420-5996

広報委員会

井口勝文	上野泰
江川直樹	大塚守康
榎原和彦	佐野寛
菅孝能	近田玲子
鳴海邦頃	林泰義